

答申第2号

諮問第2号

件名：要望書等の行政文書一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

みよし市長が、平成23年8月16日付け23み令都第131号で行った行政文書一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成23年7月12日付けでみよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき行った行政文書開示請求に対し、みよし市長が開示請求者に対して同年8月16日付けで行った行政文書一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を取り消し、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書及び大学跡地利用についての会議録（以下「本件行政文書」という。）のうち大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書の全部不開示の決定を求めるというものである。

みよし市長は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が記録されていることから、条例第14条第1項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で、本件一部開示決定を行い、同時に、異議申立人に対して同条第3項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示する旨の通知をしたところ、本件一部開示決定の取消しを求める本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに本件行政文書の一部開示について執行停止の申立てがなされたため、みよし市長は、一部開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月31日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書は、本件が現在協議中の案件であり、業務を遂行する上で支障を来す可能性があること、大学及び地権者の利益を損ねる可能性があるとのことである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書

当該文書は、平成23年3月17日に、大学理事長、福谷行政区長、黒笹行政区長、大学用地賃貸人組合（以下「組合」という。）の組合長及びその組合員並びにみよし市議会議員の連名で、みよし市長に提出されたものであり、表紙、要望者の記名捺印、要望の

本文及び計画平面図の4枚からなるものである。

イ 大学跡地利用についての会議録

当該文書は、みよし市職員が作成したものであり、平成23年1月19日、同年3月17日、同年3月18日及び同年5月29日に、みよし市職員と異議申立人の関係者らが 大学跡地利用について行った会議の会議録で各日1枚からなるものである。

(2) 一部開示決定の理由について

ア 大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書

(ア) 表紙

条例第7条各号に規定する不開示情報を含んでいないため開示とした。

(イ) 要望者の記名捺印

大学理事長の氏名は、大学案内冊子、大学ホームページ等により広く公表されているため開示とした。行政区区長の氏名は、市の広報紙で掲載され、また、みよし市議会議員の氏名は、選挙後に市のホームページ、市の広報紙、新聞等により公に周知されているため開示とした。なお、これらの者の記名が含まれることは、要望の趣旨から十分推測でき、職氏名は開示することが適当である。

組合は 大学跡地となる土地を所有する地権者による私的な団体で、組合の組合員の氏名は一般に公表されていない個人に関する情報であり、また、土地の所有という財産に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号に該当し、不開示とした。

組合の組合員及びみよし市議会議員の印影は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号に該当し、また、 大学理事長、行政区区長及び組合の組合長の印影は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号アに該当し、不開示とした。

(ウ) 要望の本文

大学からの意見書には、開示に反対する理由として「本件が現在協議中の案件であり、業務を遂行する上で支障を来す可能性があること、大学及び地権者の利益を損ねる可能性があること」と記載されているが、具体的に要望書や会議録のどの部分はその理由に該当し、開示することにより発生する支障、不利益の項目、程度及び時期等は一切示されておらず、「可能性」という漠然とした表現となっている。また、要望書には、 大学が民間開発業者から提案のあった住居系の開発を進めていくと決定し、地権者及び地元行政区からも同意を得たとあり、そこまで方針が固まり関係者の同意も得ている開発であれば、その情報を開示したとしても業務を進める上で支障を来す可能性はないものと考えた。

要望の本文前段は、既に公表されている事実の記載であり、また、中段以降の住宅開発の要望についても、地権者、行政区民の同意が得られているとの記載があり、これらの人であれば要望書の内容は容易に知り得ることができることから、公にされていると判断し開示とした。

(エ) 計画平面図

要望の本文を補うために描かれた参考イメージ図であり、計画を進める中で各種法令

規制等について関係機関と調整する都度、計画は大きく変わっていくことは容易に想像でき、要望者に不利益は生じないため開示とした。

イ 大学跡地利用についての会議録

大学理事長の氏名は、上記(1)ア(イ)の理由により、また、みよし市職員の職氏名については、条例第7条第2号ウに掲げる公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分に該当するため開示とする。

組合の組合員の氏名は、(1)ア(イ)の理由により、また、大学理事長以外の関係者職氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため条例第7条第2号に該当し、不開示とした。

(3) その他

異議申立人は、異議申立書において、会議録はみよし市が作成したものであり、異議申立人としては内容を確認していないと言っている。しかしながら、大学跡地利用についての会議録は、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである。よって、会議録は、条例第2条第2号に規定する行政文書であり、開示請求の対象となる行政文書となるため、異議申立人の主張にかかわらず、対象行政文書として特定し、上記(2)イのとおり決定とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、市の保有する情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用がされなければならない。

一方、条例第14条第1項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

ア 大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書

当該文書は、大学理事長、黒笹行政区長、福谷行政区長、組合の組合長及びその組合員並びにみよし市議会議員の連名により、大学の跡地開発計画を住居系として開発することを内容として、平成23年3月17日にみよし市長に提出されたものである。

当該文書には、大学理事長、行政区区長、組合の組合員及びみよし市議会議員の氏名並びに印影、大学跡地開発に対する要望等の情報が記載されている。

また、当該文書には、跡地開発計画の計画平面図が添付されている。

イ 大学跡地利用についての会議録

当該文書は、平成23年1月19日、同年3月17日、同年3月18日及び同年5月29

日に、大学関係者、行政区区長、組合の組合員及びみよし市職員が出席して開催された、大学跡地利用に関する会議の会議録である。

当該文書には、議題、日時、場所、出席者、会議内容が記載されている。

(3) 不開示情報該当性について

本件行政文書のうち実施機関が不開示としたのは別表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分であるが、異議申立人は本件行政文書のうち大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書の全部について不開示とすることを求めている。

異議申立人が本件行政文書のうち大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書の全部について不開示とするよう求める根拠は、異議申立人の主張内容から、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書には、個人に関する情報又は法人等に関する情報が記載されており、実施機関が不開示情報には該当しないと判断した部分についても、それらの部分を開示することによって、個人の権利利益を害するおそれがある又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第2号又は第3号アに該当するというものであると解される。

そこで、本件行政文書のうち実施機関が不開示としなかった部分が、条例第7条第2号又は第3号アに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。また、その一方で、同号ただし書アからウまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示とすることを定めたものである。

実施機関は、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書のうち、要望者である組合の組合員の氏名及びその印影、みよし市議会議員の印影を、また、大学跡地利用についての会議録のうち、出席者である大学関係者の職氏名及び組合の組合員の氏名を、条例第7条第2号に該当するものとして、不開示とした。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、それら以外にも実施機関が不開示としなかった部分には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報として、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書に要望者である大学理事長、行政区区長及びみよし市議会議員の氏名、大学跡地利用についての会議録に大学理事長、行政区区長及びみよし市議会議員の氏名、みよし市職員の職氏名が記載されている。しかしながら、大学理事長の氏名は、大学案内冊子、大学ホームページ等により、行政区区長の氏名は、みよし市の広報紙「広報みよし」により、みよし市議会議員は、選挙後に市ホームページ、広報みよし、新聞等により、公にされている情報である。したがって、これらの情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、条例第7条第2号アに該当し、同号本文には該当しない。

イ 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。そして、当該法人等又は個人に権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、生産・技術・販売上のノウハウ、経理、信用等で、公にすることにより、事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

実施機関は、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書のうち、大学理事長、行政区区長及び組合の組合長の印影を、条例第7条第3号アに該当するものとして、不開示とした。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、それら以外にも実施機関が不開示としなかった部分には、法人に関する情報で、事業活動に係る情報として、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書の要望の本文、計画平面図、大学跡地利用についての会議録の会議内容が認められる。

異議申立人は、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書が開示されると、「現在協議中の案件であるため、今後の業務に支障を来す可能性がある」と主張しており、その内容が法人の内部に関する情報であり、公にされると今後の事業活動が損なわれる可能性を示唆している。しかし、要望の本文には黒笹地区及び福谷地区の住民から「跡地開発計画」についての同意を得ている旨の記載があり、一部の利害関係者だけでなく、地区住民からも当該計画について同意を得ていることが確認できる。これにより、既に多くの人が知り得ていると考えることが相当であることから、今後不特定の第三者に伝わる可能性も十分あるものと考えられる。また、行政区を代表する区長も連名で要望していることから、当該行政区の区民は、当然にその内容を知ることが予定されているものであるため、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれる情報であるとは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。

大学跡地利用についての会議録は、異議申立人は、異議申立書において、みよし市が作成したものであり、大学として内容を確認していない、また、反論書においても内容を確認していないことから、開示又は不開示の意思表示を示すべきではないと主張している。しかしながら、実施機関の職員がその職務において取得し、又は作成した行政文書は、条例における開示請求の対象となることから、異議申立人の主張する会議録の確認の有無にかかわらず、当審査会において大学跡地利用についての会議録の会議内容を見分したところ、跡地開発計画についての話合いの記録が記載されており、現在協議中の案件であることは確認できるが、仮にその会議内容を条例第7条第3号アに該当するため非開示としても、大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書が開示されれば、その会議内容のみをもって事業活動が損なわれる情報であるとは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

行政文書		不開示とした部分
1 大学名古屋校舎跡地開発計画に対する要望書	表紙	-
	記名捺印	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学理事長の印影 ・ 行政区区長の印影 ・ 大学用地賃貸人組合の組合員の氏名及び印影（組合長の印影を含む。） ・ みよし市議会議員の印影
	要望の本文	-
	計画平面図	-
2 大学跡地利用についての会議録	平成23年1月19日	・ 大学関係者の職氏名
	平成23年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学関係者の職氏名 ・ 大学用地賃貸人組合の組合員の氏名
	平成23年3月18日	・ 大学関係者の職氏名
	平成23年5月20日	・ 大学関係者の職氏名

(審査会の処理経過)

日	時	内	容
平成23年	8月31日	諮問	
平成23年	9月20日	実施機関から弁明書を受理	
平成23年	9月28日	異議申立人に実施機関からの弁明書を送付	
平成23年	10月28日	異議申立人から反論書を受理	
平成23年	10月31日	実施機関に異議申立人からの反論書を送付	
平成23年	10月25日	第4回審査会（経過報告）	
平成23年	12月13日	第5回審査会（審議）	